平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課
担当名：手当・ひとり親家庭支援担当
内線：3337　　（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B217	ひとり親家庭福祉推進事業費	一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭福祉推進事業費

事業期間	昭和48年度～	根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第３条（義務）、埼玉県母子緊急一時保護実施要綱、埼玉県就学援助事業実施要綱	宣言項目	
				分野施策	020415　生活の安心支援

1　事業概要

ひとり親家庭等の福祉向上を図るため、次の事業を実施する。
(1)母子・父子家庭自立支援給付金支給事業
(2)母子緊急一時保護事業
(3)母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業
(4)ひとり親家庭等日常生活支援事業
(5)ひとり親家庭等生活向上事業
(6)高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
(7)ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付金事業

2　事業主体及び負担区分

(1)・(7)（国3/4・県1/4）
(2)・(3)（県10/10）　(4)（国10/10）
(5)・(6)（国1/2、県1/4）市町村1/4
(8)（国9/10、県1/10）事業者0

3　地方財政措置の状況

(3)普通交付税
（区分）社会福祉費　（細目）児童福祉費
（細節）児童措置費　（積算内容）母子生活支援施設

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.4人＝3,800千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　母子家庭・父子家庭自立支援給付金支給事業　95,350千円
(ｱ)自立支援教育訓練給付金（3,600千円）※町村在住者対象
指定した講座を受講したひとり親家庭の母又は父に、受講料の6割相当額（限度額200千円）を支給する。
(ｲ)高等職業訓練促進給付金等（91,750千円）※町村在住者対象
ひとり親家庭の母又は父が養成機関で修業する場合に、給付金を支給する。

イ　母子緊急一時保護事業　2,272千円
ＤＶ防止法による一時保護委託の適用が困難で、かつ緊急に自宅を出ざるを得なくなった行き場のない母と子を母子生活支援施設に一時保護する。

ウ　母子・父子自立支援プログラム策定員設置事業　3,449千円
母子・父子自立支援プログラム策定員を設置し、児童扶養手当受給者の個々の事情等に対応した自立支援プログラムを策定して、経済的自立に向けたきめ細やかな支援を行う。

エ　ひとり親家庭等日常生活支援事業　※市町村補助事業　180千円
日常生活等に支障が生じた母子家庭等に、家庭生活支援員を派遣する。

オ　ひとり親家庭等生活向上事業　※市町村補助事業　71,007千円
個々の家庭の状況に応じた生活支援及びひとり親家庭の子供に対し学習支援等を行う。

カ　高等学校卒業程度認定試験合格支援事業　600千円
高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、修了した際に「修了時支援金」、修了から1年以内に試験に合格した際に「合格時支援金」を支給する。（合わせて上限150千円）

キ　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業　8,600千円
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業を実施する団体に、県が事業費及び事務費を補助し、同団体が高等職業訓練促進給付金支給者に、入学準備金（50万円）と就職準備金（20万円）を貸し付ける。

予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	諸収入						
決定額	181,458	119,720	365					61,373	6,822
前年額	174,636	114,878	366					59,392	